

生涯学習指導者登録制度(リーダーバンク) 》》 実施運営要項

■ 宮古島市生涯学習指導者登録制度(リーダーバンク)実施運営要項

(目的)

第1条 この要項は、宮古島市生涯学習指導者登録制度(リーダーバンク)の設置要項第4条に基づき、リーダーバンクの運営に必要な事項を定める。

(登録)

第2条 登録の手順

- (1) 教育委員会は、各種社会教育団体等を通じて市内に在住する指導者の情報を収集する。
- (2) 教育委員会は、指導者に対して個人票(第2号様式)を送付する。
- (3) 指導者は必要事項を記入した個人票を教育委員会に提出する。
- (4) 教育委員会は、提出された個人票を整理し指導者名簿を作成する。
- (5) 教育委員会は、指導者名簿を関係各方面及び指導者に配布する。

2 登録の期間

登録期間は原則3年とする。ただし追加登録者についてはこの限りではない。

3 登録の更新、変更

- (1) 登録の更新は、所定の指導者登録個人票(第2号様式)により3年ごとに行うものとする。
- (2) 指導者はその登録事項に変更が生じたときは、すみやかに登録指導者変更届(第5号様式)を教育委員会に提出する。

4 登録の取消

次のいずれかの場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 指導者がその期間を超えても更新手続きを行わなかったとき。
- (2) 指導者が登録者としての活動を継続できなくなったとき。
- (3) 不適格と認められたとき。

5 指導者の追加登録

教育委員会は、推薦票(第1号様式)または年度当初に生涯学習に関する資格取得者などを選定し、上記第2条の1に基づいて登録する。

(リーダーバンクの活用)

第3条 公立学校または参加者が10名以上の社会教育団体・サークル等に対して適用するものとする。

2 指導者の所属する団体への指導には適用されないものとする。

(紹介)

第4条 指導者の紹介は次の手順で行う。

- (1) リーダーバンク活用についての相談は、宮古島市教育委員会生涯学習振興課で行う。
 - (2) 依頼者は、指導の具体的な内容を伝え、必要に応じて打合せや手続き等を等を行う。
 - (3) 依頼者は、決定した指導者と直接交渉することを原則とする。
- 2 指導者の紹介は、政治活動、宗教活動もしくは営利を目的とする事業に対しては行わない。

(計画書の提出)

第5条 リーダーバンクを活用する団体は、当該事業の開催前日までに活用届(第3号様式)を教育委員会生涯学習振興課へ提出する。

(活用時間及び回数)

第6条 指導者の活用については、1日(1事業)につき、1時間以上及び2人までとする。

- 2 同一団体が同一事業に、同一指導者を継続活用する場合は、1年度に5回までとし、予算の範囲内でこれを認める。
- 3 各公立学校による指導者の活用は、放課後及び休日に限る。ただし、授業内において活用する場合は、事業内容及び指導者にかかわらず、各公立学校それぞれ1年度に3回までとする。

(経費及び謝礼)

第7条 指導者の交通費などの経費は、依頼者がすべて負担するものとする。

- 2 指導者への謝礼金については、所定の事業報告書(第3号様式・第4号様式)にて報告された事業の指導者に対し、1回につき、3,000円を教育委員会が支払う。ただし、それを超すものに対しては依頼者が負担するものとする。
- 3 依頼者が公立学校等以外の公的機関の場合は、その機関が謝礼の全額を負担するものとする。

(報告書の提出)

第8条 依頼者は、当該事業の終了後、事後報告書(第4号様式)及び指導状況写真を教育委員会に提出する。

附則

この要項は、平成28年3月から施行する。
この要項は、平成30年11月から施行する。